

## 抗議声明

最高裁第2小法廷は、平成20年3月19日、立川反戦ビラ入れ裁判について、平成20年4月11日午後3時に判決言渡期日を指定したと関係者に通知してきた。口頭弁論を開かない判決言渡期日の指定であり、被告人らを有罪とした高裁判決を維持し、上告を棄却しようとするものである。私たちは、最高裁がこのような不当な有罪判決を下そうとしていることに対し、強く抗議する。

立川反戦ビラ入れ裁判は、自衛隊のイラク派兵に反対するビラを投函した行為が住居侵入罪に問われたものであるが、政治的意見の表明に対する重大な規制であり憲法の保障する表現の自由を侵害するものであること、ビラの配布、投函は日常的に行われている行為であり違法性がないこと、刑事事件化したこと自体が政治的意図に基づくものであることを主張し、一審判決は可罰的違法性がないことを理由として無罪判決を下した。しかし東京高裁は、表現の自由を一顧だにせず、管理者である自衛隊の意思に依拠して、逆転有罪の判決を下した。最高裁に求められていたのは、高裁判決の誤りを正し、表現の自由に立脚した判決を下すことであった。しかし、最高裁は、その責務を放棄しようとしている。

近時、ビラの配布、投函などに対する不当な弾圧が相次いでいる。二つの国公法違反事件や板橋高校事件、葛飾マンションビラ配布事件などである。罪名は、住居侵入、国公法違反、威力業務妨害など様々であるが、前提となったビラは、自衛隊のイラク派兵に反対するもの、憲法改正に反対するもの、日の丸君が代の押し付けに反対するもの、共産党の議会報告などのビラであり、いずれも権力に対して批判的なものである。ビラの配布、投函を刑事罰で処罰することにより、政治的意見の表明を封殺しようとする動きであり、民主主義の根幹にかかわる事態である。最高裁が下そうとしている判決は、このように動きに加担、助長するものである。

最高裁が、立川反戦ビラ入れ裁判で有罪判決を下そうとしていることに対し、強く抗議する。

2008年4月7日

「守れ言論 活かそう憲法! 4. 7市民集会」参加者一同